

別紙2_補足資料_No.1_届書及び添付書類の束単位について

届書及び添付書類の束単位について

別紙2_補足資料_No.1_届書及び添付書類の束単位について

1. 本資料の概要

別紙2項番1枝番1、13の要件について、受付した届書及び添付書類をスキャナを用いて経過管理・電子決裁サブシステムに取り込む際のスキャン束の単位を4. 詳細に示すものである。

2. 参考資料

なし

3. 留意点

年金制度(厚生年金保険及び船員保険、国民年金)及び届書の種類でスキャン束の構成が異なること。

4. 詳細

届書及び添付書類の束単位の作成は以下の手順により実施する。

- ① 事務運用上のルールに従い年金制度及び届書の種類ごとに手作業により、仕切り紙(チェックシート)を頭紙としてスキャンする際の束を構成する。(厚生年金保険及び船員保険、国民年金のスキャン束の単位については、次ページを参照すること。)
- ② システムは、仕切り紙(チェックシート)に記載されたQRコードにより、仕切り紙(チェックシート)から次の仕切り紙(チェックシート)が読み込まれるまでの届書及び添付書類を1つのスキャン束の単位として認識する。
- ③ システムは、上記②と同時に仕切り紙(チェックシート)に記載されたQRコードにより年金制度及び届書の種類を識別するとともに、バーコードの記載の有無により届書と添付書類の判別を行う。なお、バーコードの記載のない届書については、添付書類と認識されるため、受付者が受付情報登録処理を行う際に補正処理を行い届書として登録する。

※スキャン作業を実施する際の届書及び添付書類の束の単位は、そのまま次工程の経過管理・電子決裁サブシステムでの受付処理の際の処理単位となる。

※添付書類については、受付情報登録時に該当届書と紐付けておき、審査時に参照できること。

◎ 事務処理上のルール(概念図)

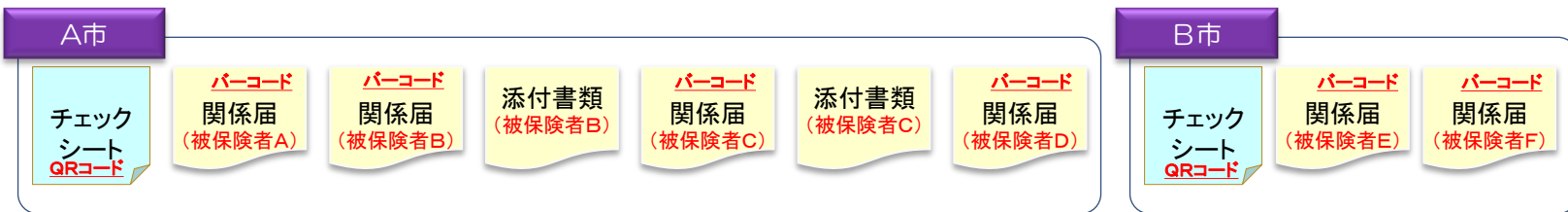
【厚生年金】
【船員保険】

※事業所単位で束を構成。



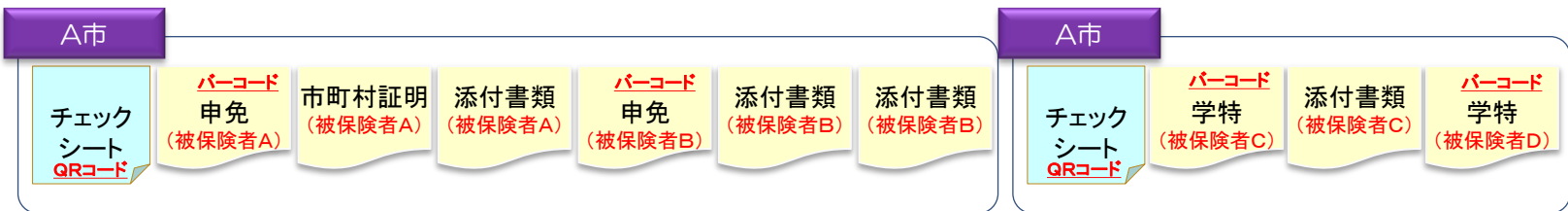
【国民年金】
適用関係届

※市区町村別の届書単位で束を構成。



【国民年金】
保険料関係届

※市区町村別の届書単位で束を構成。(国民年金は適用関係届と保険料関係届で別のスキャン束を構成。)



【国民年金】
市区町村
報告書

※市区町村別の報告書種別単位で束を構成。

